

啓発活動の効果検証について

大型車通行適正化に向けた近畿地域連絡協議会

令和3年3月5日（金）

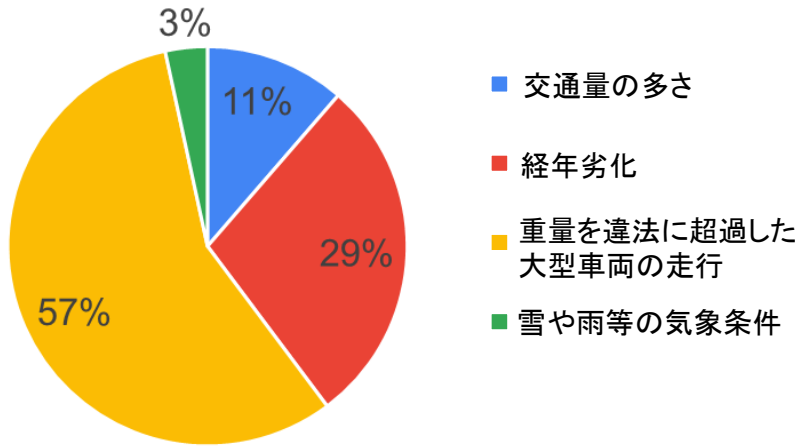
1. 荷主(商工会議所、建設業団体等)アンケート調査に対する効果検証

荷主アンケートについて、昨年度の商工会議所に加えて、関係府県建設業協会、鉄構（工）協同組合への協力依頼を実施。また、広報イベントとして参加した際に、出展している建設関係企業へもアンケート調査を実施し、回答結果は、98名。

【総括】

- ✓ 「道路を傷める一番の要因」について、「重量を違法に超過した大型車両の走行」と回答した割合が6割弱であり、それ以外の回答が4割強であることから大型車の重量違反が道路に与える影響について、認知度を上げるための広報が必要である。
- ✓ 荷主勧告制度の認識について、5割と低い状況のため、荷主が関与して車両制限令違反をすると荷主も罰せられることを周知する必要がある。

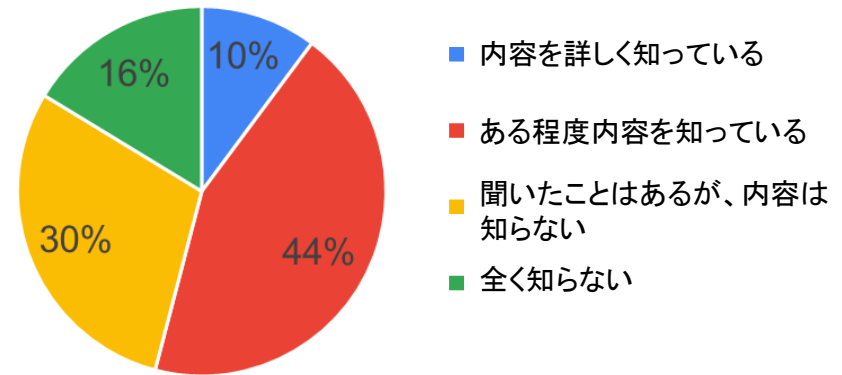
【質問1】道路(橋)を傷める一番の要因は何だと思われますか？



■ 道路を傷める一番の要因

・「重量を違法に超過した大型車両の走行」と回答した割合が約6割弱であるが、一方で「道路の経年劣化」等それ以外の回答も約4割強あった。

【質問6】平成26年度から荷主勧告制度が強化され、運送事業者の違反に荷主の主体的な関与が判明した場合、警告を経ずに荷主勧告が発動され、荷主名及び事案の概要が公表されることをご存知ですか？



■ 荷主勧告制度の認知度

・「内容を詳しく知っている」「ある程度内容を知っている」を合わせて5割強であり、認知度は高いとは言えない。
・認知度を上げるためにわかりやすい広報が必要と考えられる。

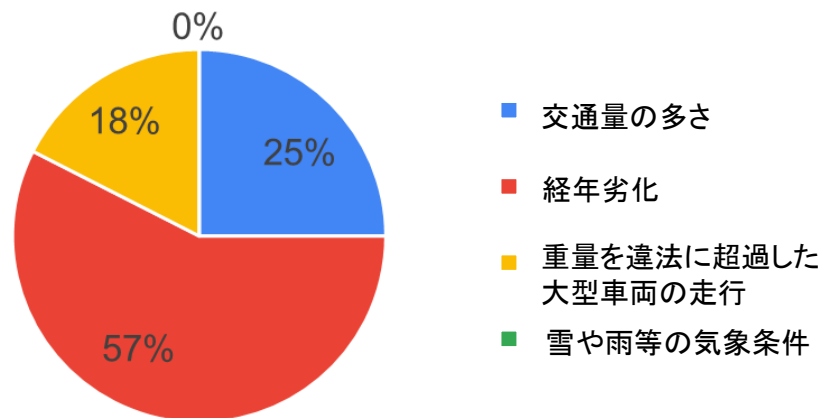
2. クレーン事業者アンケート調査に対する効果検証

クレーン事業者については、今年度初めてアンケートを実施。回答者は、40名。

【総括】

- ✓ 「道路を傷める一番の要因」について、「重量を違法に超過した大型車両の走行」との回答が2割弱と非常に低いことから、内容を理解して頂くための広報を実施する必要がある。
- ✓ 「重量超過が道路(橋)に与える影響」について、「非常に大きな影響を与える」との回答が3割弱と非常に低いため、重点的に広報する必要がある。

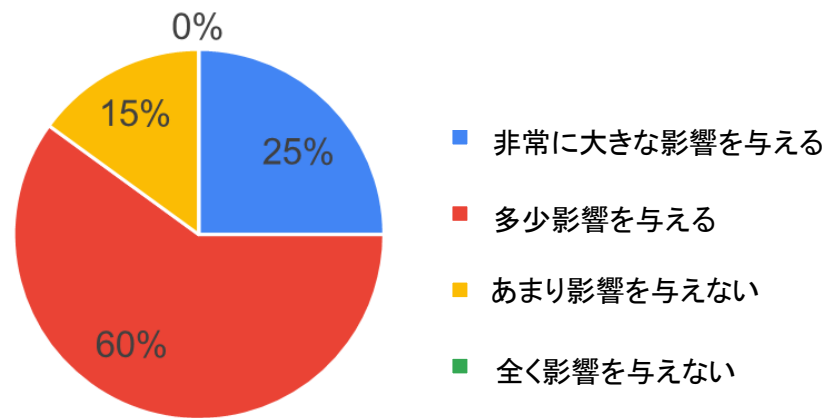
【質問2】道路(橋)を傷める一番の要因は何だと思われますか？



■ 道路を傷める一番の要因

・「経年劣化」との回答が6割弱を占め、次に「交通量の多さ」であり、「重量を違法に超過した大型車両の走行」と回答したのが2割弱と非常に低い結果となった。

【質問3】重量を違法に超過した大型車両の走行は道路(橋)に対して、どの程度影響を与えられますか？



■ 重量超過が道路(橋)に与える影響

・「多少影響を与える」「あまり影響を与えない」の合計が、75%と高い回答であり、逆に「非常に大きな影響を与える」との回答が25%と非常に低く、重量を違法に超過した大型車両の走行が道路(橋)に与える影響について広報する必要がある。

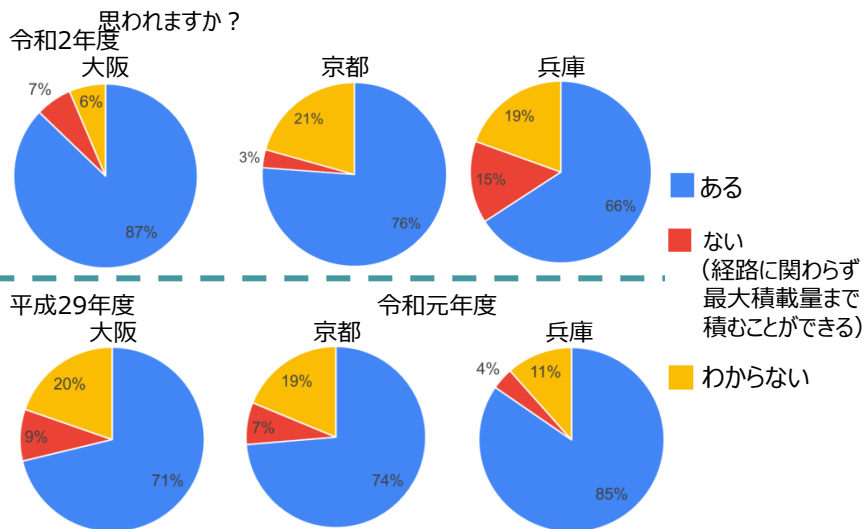
3. 運送事業者(トラック協会)アンケート調査に対する効果検証

運送事業者アンケートについて、関係府県トラック協会への協力依頼を実施。回答を頂いた304名の結果を昨年度の結果と比較し、広報効果の検証を行った。

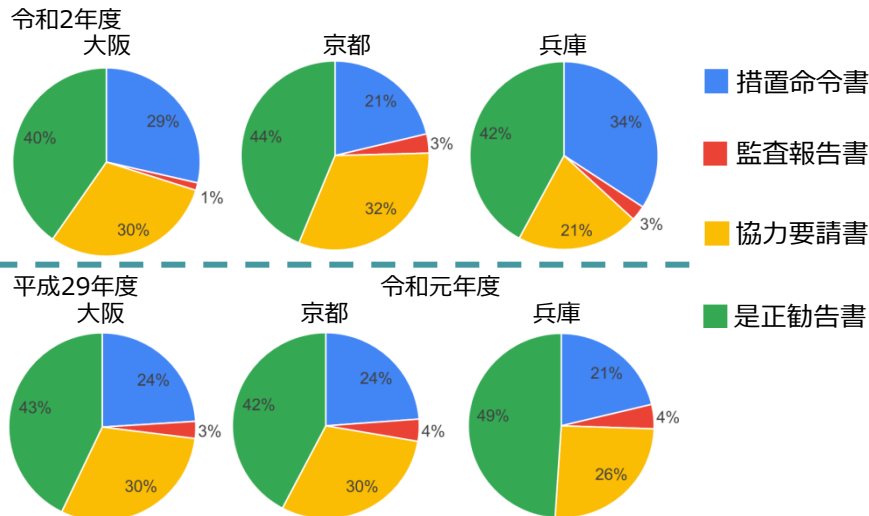
【総括】

- ✓ 最大積載量の認識について、走行経路によっては最大積載量まで積載できない場合がある認識が7割弱～9割弱で、昨年度と比べ、一部の地域で低下しているため、内容を詳しく理解して頂くために、運送事業者内部に到達する手法で広報する必要がある。
- ✓ 荷主勧告制度の認識について、昨年度と同様で3割弱と非常に低いため、内容を詳しく理解していないと推察される。荷主が関与して車両制限令違反をすると荷主も罰せられることを周知する必要が有る。

【質問6】通行する経路に橋梁がある場合、「最大積載量」まで荷物を積めないケースはあると



【質問8】平成26年度から荷主勧告制度が強化され、運送事業者の違反荷主の関与が判明した場合、「〇〇書」の発出を経ずに荷主勧告制度が発動されることになっています。「」内の丸(○)に当てはまる選択肢をお選び下さい。



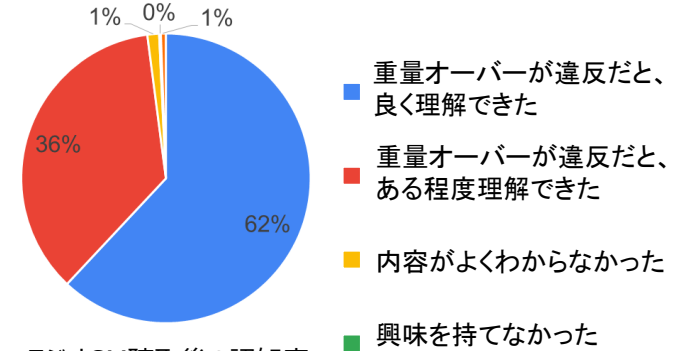
4.WEB(ラジオCM聴取後)アンケート調査に対する効果検証

今年度のWEBアンケート結果と前年度の結果を比較し、広報効果の検証を実施。大阪府、兵庫県、京都府在住の20歳～60歳の534名から回答。(昨年度は210名)

【総括】

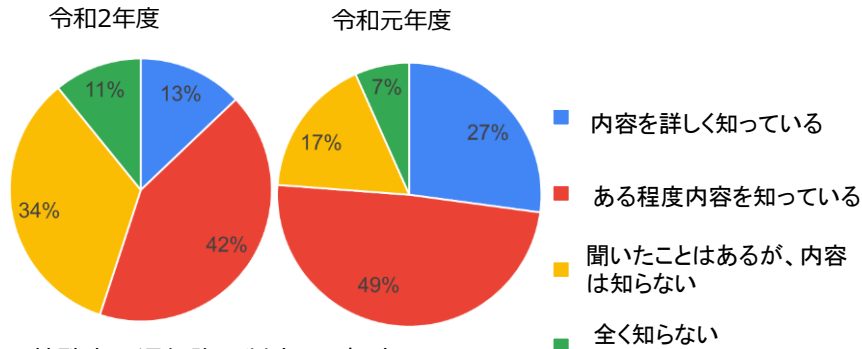
- ✓ 重量オーバーが違反行為であることについて、ラジオ聴取後の理解度が向上しており、啓発効果はあったものと推測される。
- ✓ 特車通行許可制度については、「内容を詳しく知っている」「ある程度内容を知っている」と回答した割合は、5割弱であり、前年度の8割弱と比べて認知度が低下していることが推測される。
- ✓ 道路構造物の老朽化については、「内容を詳しく知っている」、「ある程度内容を知っている」と回答した割合は7割強であり、前年度比べ、認知度が低下していることが推測される。引き続き、特車制度及び道路構造物の老朽化について社会一般に到達する手法で広報する必要がある。

【質問4-2】「積み過ぎ禁止！ルール順守で道路を守ろう！！」のCMを聴いてどのように感じましたか？



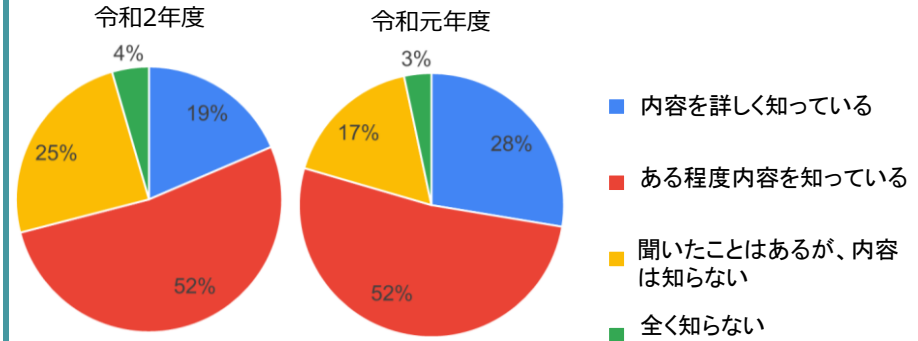
■ラジオCM聴取後の認知度
 ・重量オーバーが違反であることを「良く理解できた」と「ある程度理解できた」の回答を合わせると98%となり、CM聴取者のほぼすべてに理解してもらうことが出来た。

【質問5-3】道路を通行できる車両の大きさ(幅・長さ・高さ)・重さを超えたときは、許可を受ける必要があることをご存知ですか



■特殊車両通行許可制度の認知度
 ・「内容を詳しく知っている」と「ある程度内容を知っている」の回答を合わせて5割強となった。
 ・昨年度結果と比較すると、21ポイント減少している。

【質問5-4】全国の道路にある橋梁、トンネル等の老朽化が進んでいることをご存知ですか？



■道路構造物の老朽化に関する認知度
 ・「内容を詳しく知っている」と「ある程度内容を知っている」の回答を合わせて約7割強となった。
 ・昨年度結果と比較すると、9ポイント減少している。

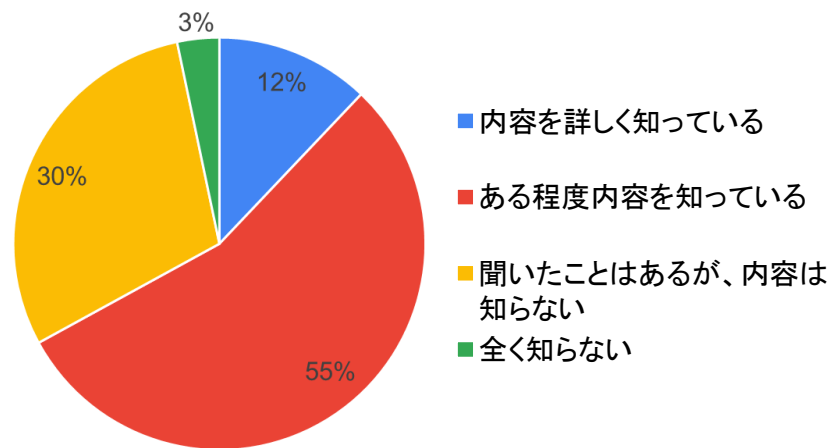
5.社会一般(建設技術展)アンケート調査に対する効果検証

社会一般を対象として、建設技術展においてアンケート調査を実施した。回答数は、91名。

【総括】

- ✓ 「特殊車両通行許可制度の認知度」について、「詳しく知っている」「ある程度内容を知っている」を合わせた回答が7割であった。一方で、「聞いたことはあるが内容は、知らない」「全く知らない」との回答も3割あることから、認知度向上の取組みが必要。

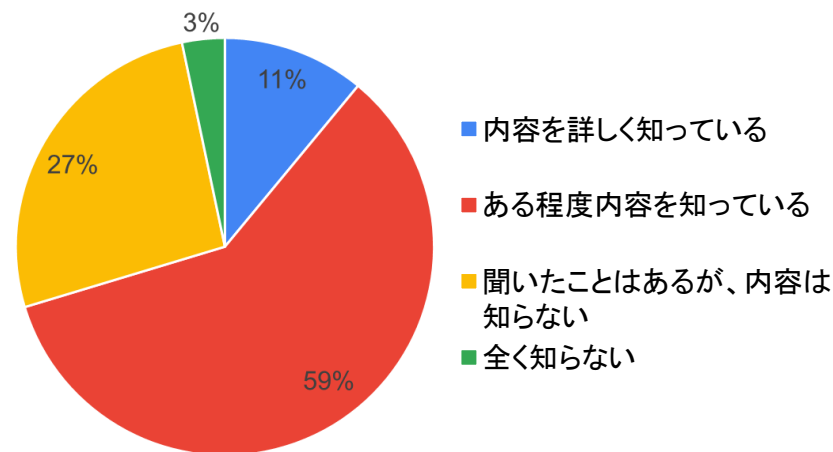
【質問3-2】道路を通行できる車両の大きさ（巾・長さ・高さ）・重さは法令で定められていることをご存知ですか？



■ 特殊車両通行許可制度の認知度

- ・「内容を詳しく知っている」「ある程度内容を知っている」を合わせて7割弱であった。
- ・イベントの主旨から技術系の会社員が多く、特殊車両の認知度は高いと考えられる。

【質問3-3】道路を通行できる車両の大きさ（巾・長さ・高さ）・重さを超えたときは、許可を受ける必要があることをご存知ですか？



■ 特殊車両通行許可制度の認知度

- ・「詳しく知っている」「ある程度内容を知っている」を合わせて70%であった。
- ・イベントの主旨から技術系の会社員が多く、特殊車両の認知度は高いと考えられる。